

議案第29号

高田城三重櫓^{やぐら}条例の一部改正について

高田城三重櫓^{やぐら}条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

高田城三重櫓^{やぐら}条例の一部を改正する条例

高田城三重櫓^{やぐら}条例（平成5年上越市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書、第4条ただし書、第5条及び第10条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。